

平成22年稲敷市農業委員会第10回総会

[10月25日]

-
- | | |
|-------|---|
| 日程 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程 2 | 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について |
| 日程 3 | 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について |
| 日程 4 | 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について |
| 日程 5 | 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について |
| 日程 6 | 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| 日程 7 | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について |
| 日程 8 | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について |
| 日程 9 | 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について |
| 日程 10 | 議案第5号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について |
| 日程 11 | 議案第6号 農地改良協議に対する同意について |
| 日程 12 | 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定） |
| 日程 13 | 議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸） |

本日の会議に付した事件

- | | |
|------|----------------|
| 日程 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程 2 | 報告第1号 |
| 日程 3 | 報告第2号 |
| 日程 4 | 報告第3号 |
| 日程 5 | 報告第4号 |
| 日程 6 | 議案第1号 |
| 日程 7 | 議案第2号 |
| 日程 8 | 議案第3号 |
| 日程 9 | 議案第4号 |

- 日程 1 0 議案第 5 号
日程 1 1 議案第 6 号
日程 1 2 議案第 7 号
日程 1 3 議案第 8 号
-

出席委員

1 番	井戸賀 吉 男 君	1 9 番	村 山 文 雄 君
2 番	沖野谷 秀 雄 君	2 0 番	坂 本 一 雄 君
3 番	飯 塚 幸 一 君	2 1 番	山 田 重 一 君
4 番	千 勝 忠 君	2 2 番	秋 本 精 一 君
5 番	保 科 進 君	2 3 番	横 田 裕 康 君
6 番	川 島 昇 君	2 4 番	加 納 昭 君
7 番	高 須 一 郎 君	2 5 番	松 本 文 雄 君
8 番	篠 崎 惣 壽 君	2 6 番	沼 崎 享 君
9 番	栗 山 文 雄 君	2 7 番	濱 田 孟 君
1 0 番	濱 田 昭 一 君	2 8 番	青 宿 昌 夫 君
1 1 番	吉 岡 一 仁 君	2 9 番	鈴 木 重 義 君
1 2 番	横 田 悌 次 君	3 0 番	黒 田 久 良 之 進 君
1 3 番	内 埜 新 也 君	3 1 番	高 城 貞 雄 君
1 5 番	篠 崎 文 夫 君	3 2 番	根 本 卓 明 君
1 6 番	古 澤 真 和 君		

欠席委員

1 4 番	野 口 隆 雄 君	1 7 番	澤 邊 雅 之 君
1 8 番	宮 本 善 助 君		

出席説明員

農業委員会事務局長	内 田 和 雄 君
農業委員会事務局長補佐	永 長 妥 啓 君
農業委員会事務局係長	井戸賀 輝 行 君
農業委員会事務局主査	高 橋 涉 君

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

9月30日（木） 稲敷市の農政に対する建議

於 稲敷市役所江戸崎庁舎

出席者 加納会長、吉岡代理、秋本委員、村山委員、内田事務局長

10月17日（日） 稲敷市敬老会

於 稲敷市江戸崎体育館

出席者 加納会長

10月18日（月） （午前）茨城県農業会議第361回常任会議員会議

於 水戸市茨城県市町村会館

出席者 加納会長

（午後）茨城県農業会議会長・局長会議

於 水戸市茨城県市町村会館

出席者 加納会長、内田事務局長

午後 1時45分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから、平成22年10月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり、議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は29名です。欠席委員は14番、野口委員、17番、澤邊委員、18番、宮本委員の3名でございます。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

署名人の指名については議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、8番、篠崎委員、9番、栗山委員兩名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出
について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、東大沼字小沼、田1筆、72平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号2番、東大沼字小沼、田1筆、2,500平方メートルについてでございますが、これも農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号3番、東大沼字小沼、田1筆、297平方メートルについてでございますが、これにつきましても農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号4番、四箇字四箇、田1筆、6,014平方メートルについてでございますが、これにつきましても農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号5番、稲波字西区、田2筆、計2,974平方メートルについてでございますが、これにつきましても農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号6番、江戸崎字古橋、田1筆、2,520平方メートルについてでございますが、これにつきましても農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

2ページをお開き願います。

受理番号7番、曲渕字北割、田7筆、計9,283平方メートルについてでございますが、これにつきましても農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、古渡字古渡ほか3地区、田3筆、畑3筆、計6筆、1万2,613平方メートルについてでございますが、平成20年2月22日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在委託により耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番、古渡字柏木、田1筆、548平方メートルについてでございますが、平成20年2月22日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在委託により耕作されており、農業委員会によりあっせん等の希望はないものであります。

受理番号3番、上馬渡字上馬渡、田1筆、1,186平方メートルについてでございますが、平成19年12月12日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 4ページをお開き願います。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

合意解約、2件でございます。

受理番号1番、結佐字上結佐、田2筆、計8,184平方メートルについてでございますが、

賃借人は水稻の耕作面積を減らしまして、畑作を主に行うため合意解約をするものでございます。また、同日、賃借人の変更による基盤強化促進法の利用権設定の申請が提出されています。

受理番号2番、駒塚字野添ほか5地区、田6筆、計1万340平方メートルについてでございますが、賃借人は、農業を離農するため合意解約をするものでございます。また、賃借人は、現在委託先が決まり、後日基盤強化法の利用権決定の申請を提出するそうでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 5ページをお開き願います。

報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、中山字佛通台、畑1筆、273平方メートルのうち0.1256平方メートルについてでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社の携帯電話無線基地局の建設用地として使用するもので、コンクリート柱を設置するものでございます。

なお、添付すべき書類関係は事務局で確認をしました結果、農地法施行規則第53条第14号に該当いたしますので問題はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 6ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。競売による所有権移転6件、売買による所有権移転3件の9件でございます。

受理番号1番、上君山字清原台、畑1筆、448平方メートル、受理番号2番、上君山字清原台、畑1筆、120平方メートル、受理番号3番、上君山字西、田4筆、計1,117平方メ

一トル、受理番号4番、上君山字清原台、畑2筆、計301平方メートル、受理番号5番、上君山字清原台、畑1筆、478平方メートル、受理番号6番、上君山字西、田2筆、350平方メートルの6件でございますが、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部の不動産競売において不動産の最高価買受申出人となったものでございます。受人の農地法第3条による買受証明願に対する証明書の交付につきましては8月の定例総会の議案第4号で審議し、交付しているものであります。

次に、7ページをお開き願います。

受理番号7番、東大沼字小沼、田3筆、計2,869平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。調査の結果は報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき書類、必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号8番、幸田字塚田、田1筆、376平方メートルについてでございますが、渡人は耕作ができないため譲渡するものでございます。受人は渡人の要望もあり、自宅から近いため、規模拡大を目的に取得するものでございます。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき書類、必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号9番、境島字川脇、田1筆、3,177平方メートルについてでございますが、渡人は高齢により耕作ができないため譲渡するものでございます。受人は渡人の要望もあり、自宅から近いため、取得するものでございます。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

以上、議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番から6番は、事務局の説明どおりでありますので、受理番号7番より調査報告をお願いいたします。

事務局よりお願いします。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 受理番号7番について、事務局より調査報告をいたします。

9月10日に、農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は、主に水稻を耕作している認定農業者で、農業経営面積は1,261アール、農業従事日数は300日でございます。所有の農地について休耕地もなく、違反転用地もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター2台、コンバイン2台、田植機1台、乾燥機3台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号8番を飯塚委員より報告願います。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号8番について報告をいたします。

本日、渡人と受人に確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人は、主に水稻を作付している農事組合法人で、経営面積が1,078アール、農作業従事日数は300日でございます。所有農地について休耕地はなく、違反転用地もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター5台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号9番を保科委員より報告願います。

○5番（保科 進君） 5番、保科です。

野口委員が病氣療養のため、かわりに調査いたしました。受理番号9番について報告いたします。

10月18日に渡人と受人に確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は、主に水稻を作付していきまして、農業経営面積が242アール、農作業従事日数は200日、所有の農地については休耕地はなく、違反転用地もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、耕運機おのおの1台を所有しています。

調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものです。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

日程 7 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、8 ページをお開き願います。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号 1 番、下根本字西の下、田 1 筆、564 平方メートルについてでございますが、農業用倉庫並びに資材置場用地として使用したいとするものでございます。

申請人は、平成 15 年 8 月 12 日付で、施行規則第 32 条第 1 項の制限の例外規定により農業用倉庫用地 199 平方メートルに 150 平方メートルの倉庫を建築いたしました。今回、畑として使用する残りの 365 平方メートルにつきまして、資材置場用地として一体として使用したいとするものでございます。申請地は、市街化調整区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。農地区分は 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地で、第 1 種農地として判断をいたしました。転用目的が農業施設でありますので、第 1 種農地の例外規定により判断をいたしました。また、排水処理、雨水につきましては自然浸透により宅内処理するものでございます。10 月 21 日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

以上、議案第 2 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○ 1 1 番（吉岡一仁君） 11 番、吉岡です。

去る 21 日に、沼崎委員と事務局で書類審査、あと現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いなく、農業用倉庫と資材置場として利用するもので、周辺農地に迷惑がかかることはないと思いますので、また、添付書類を確認しましたら問題ないので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、9ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、江戸崎字新山、畑1筆、471平方メートルについてでございますが、自己住宅用地として使用したいとするものでございます。受人は現在、両親、兄夫婦、妹の6人で住んでいますが、手狭なため、父所有の申請地を贈与により譲り受け、自己住宅、木造平屋建て延べ床面積123.3平方メートルを建築するものでございます。申請地は市街化調整区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。また、排水処理、雨水につきましては自然浸透により宅内処理するもので、汚水につきましては合併浄化槽により宅内処理するものでございます。農地区分は市街化に隣接する区域で、農業公共投資の対象となっていない小集団の区域内の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。10月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号2番、蒲ヶ山宇山崎、畑1筆、2,500平方メートルのうち1,153平方メートルについてでございますが、砂利採取を目的とする一時転用でございます。砂利採取面積は2万7,305平方メートルで、前回の許可期限内に整地作業が終了しなかったため期間の延長でございますが、県の指導のより許可期間内に期間の延長申請が提出されなかったため、期間延長ではなく、新規で申請するものでございます。10月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

以上、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番からお願いします。

○19番（村山文雄君） 19番、村山です。

受理番号1番について調査報告いたします。

去る10月21日、松本委員と事務局で申請書並びに現地を調査いたしました。調査の結果、事務局長の説明どおりで間違いなく、自己住宅を建築するもので、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題ないかと思えます。また、添付書類等を確認しましたが、問題がありませんでした、よろしく審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番をお願いします。

○9番（栗山文雄君） 9番、栗山です。

受理番号2番について、去る21日、村山委員、松本委員、私と事務局2名で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局長の説明どおりで間違いございません。期間延長が目的で、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われます。また、添付書類等確認しましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程9 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 10ページをお開き願います。

議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

非農地証明書の交付1件でございます。

受理番号1番、押砂字前通、畑1筆、631平方メートルについてでございますが、登記地目変更のため、非農地証明書の交付でございます。昭和44年、非木造の物置1棟、非木造の車庫1棟、木造の物置1棟の3棟が建築されており41年が経過しています。なお、撮影年月日、昭和50年1月30日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。10月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

以上、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

根本委員。

○32番（根本卓明君） 32番、根本です。

去る21日、加納会長と沖野谷委員、それと事務局2名で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局長の説明どおりで間違いなく3棟が建築されており、国土地理院の写真とあわせて確認をいたしました。申請地は住宅地に囲まれており、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われまます。また、添付書類等確認しましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第5号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、11ページをお開き願います。

議案第5号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。

稲敷市が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付でございます。

受理番号1番、公売物件、松山字馬場先、畑1筆、2,093平方メートルについてでございますが、調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号2番、公売物件、本新、田1筆、9,031平方メートルについてでございますが、調査の結果は報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号3番、公売物件、本新ほか1地区、田2筆、計1万1,076平方メートルについてでございますが、調査の結果は報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号4番、公売物件、松山字御座作、畑1筆、221平方メートルについてでございますが、調査の結果は報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号5番、公売物件、阿波字阿波、田2筆、計2,701平方メートルについてでございますが、調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号6番、公売物件、阿波字阿波、田1筆、2,045平方メートルについてでございますが、調査の結果は報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号7番、公売物件、堀川字草切ほか2地区、田3筆、計1万3,943平方メートルについてでございますが、調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号8番、公売物件、本新、田1筆、9,031平方メートルについてでございますが、調査の結果は報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人

となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号9番、公売物件、松山字御座作、畑1筆、137平方メートルについてでございますが、調査の結果は報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

12ページをお開き願います。

受理番号10番、公売物件、堀川字草切、田1筆、2,867平方メートルについてでございますが、調査の結果は報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

以上、議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番を、青宿委員より報告願います。

○28番（青宿昌夫君） 28番、青宿です。

受理番号1番についてご報告いたします。

申請人は自宅から近いために購入したいということでございました。申請人は主に水稻を作付されておりまして、農業経営は182アール、農作業従事日数は340日でございます。ほとんど家にいることがないような働きぶりでございます。現在の農地について休耕地はなく、違反転用もないものでございます。農機具の所有ですが、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機それぞれ1台を所有しております。また、もみすり機等も持っております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしておりますので問題はないと思っておりますが、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号2番、保科委員より報告願います。

○5番（保科 進君） 5番、保科です。

受理番号2番について報告します。

申請人は規模拡大を目的に購入したいとのことでした。主に水稻を作付していきまして、農業経営面積は224アール、農作業従事日数は65日でございます。所有農地について休耕地はなく、違反転用地もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、耕運機おのおの1台を所有しております。

調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 受理番号3番を、濱田委員よりお願いします。

○27番（濱田 孟君） 27番、濱田です。

受理番号3番について報告いたします。

申請人は規模拡大を目的に購入したいとのことでした。主にレンコンを作付いたしておりまして、農業経営面積は244アールでございます。農作業従事日数は300日でございます。農地の所有についてでございますが、休耕地はなく、違反転用地もないものであります。

農機具の所有状況でございますが、トラクター1台、田植機1台、耕運機2台を所有しております。コンバインと乾燥機は借りて作業を行っております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないと思われま。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号4番と9番を横田委員より報告願います。

○23番（横田裕康君） 23番、横田です。

受理番号4番についてご報告をいたします。

申請人は自宅から近いため購入したいとのことでした。申請人は水稻、かぼちゃを作付していきまして、農業経営面積は501アール、農作業従事日数は300日でございます。所有の農地については、休耕地はなく、違反転用地もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクターが2台、コンバインが1台、田植機1台、乾燥機2台、耕運機も1台を所有しています。

以上、調査の結果は、報告のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

続いて、受理番号9番について報告いたします。

申請人は自作地の隣で購入したいとのことでした。申請人は主に水稻を作付していきまして、農業経営面積は154アール、農作業従事日数は70日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号5番を高須委員より報告願います。

○7番（高須一郎君） 7番、高須です。

受理番号5番について報告いたします。

10月18日確認してまいりました。申請人は自作地の隣なので購入したいということでした。申請人は主に水稻を作付していきまして、農業経営面積は644アール、農作業従事日数は250日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用地もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機3台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可条件を満たしており、問題はない

ものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号6番を秋本委員よりお願いいたします。

○22番（秋本精一君） 22番、秋本です。

受理番号6番について報告します。

申請人は規模拡大を目的に購入したいということでした。申請人は水稲と落花生等を作付していきまして、農業経営面積は193アール、農業従事日数は280日でございます。所有の農地について休耕地はなく、また違反転用地もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機2台、乾燥機2台、耕運機3台を所有しております。

以上で調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題ないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号7番について、私、加納より報告いたします。

10月23日に聞き取り調査を行いました。申請人は規模拡大を目的に購入したいということでした。申請人は主に水稲を作付していきまして、経営面積は644アール、作業従事日数は200日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用地もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、これは個人所有しています。乾燥機4台を共同で所有しているということでもあります。

以上、調査の結果、報告のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

では、続きまして、受理番号8番を飯塚委員よりお願いします。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号8番について報告いたします。

申請人は規模拡大を目的に購入したいということでした。また、申請人は主に水稲を作付していきまして、農業経営面積が136アール、農作業従事日数が80日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター、コンバイン、田植機、各1台、乾燥機2台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号10番を川島委員より報告願います。

○6番（川島 昇君） 6番、川島です。

受理番号10番について報告いたします。

申請人は規模拡大を目的に購入したいということでした。申請人は主に水稲を作付いたしまして、農業経営面積は458アール、農作業従事日数は70日でございます。所有の農地については休耕地はなく、違反転用地もないものであります。農機具の所有状況ですが、ト

ラクター2台、田植機1台、乾燥機2台、耕運機1台を所有しております。コンバインは購入する予定だそうです。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程11 議案第6号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、13ページをお開き願います。

議案第6号 農地改良協議に対する同意についてでございます。

平成22年10月5日受理の農地改良協議についてでございますが、押砂字中ノ、田3筆、計4,957平方メートルのうち496平方メートル、これは道路に面し62メートル、道路から奥へ8メートルに、現状より70センチ盛り土し、育苗ハウスを建築するものでございます。埋め立ての用土は成田市倉水字千谷地区の山砂を使用し埋め立てするもので、埋め立ての量は348立方メートルでございます。

10月21日、根本委員、沖野谷委員、加納会長と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は問題ないものであります。

以上、議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号 農地改良協議に対する同意についてを採決します。

本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたします。

日程 12 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

事務局の説明を願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 14ページをお開き願います。

議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

新規設定9件、7万1,247平方メートル、再設定1件、6,006平方メートルでございます。

受理番号1番、橋向字居下、田18筆、計1万7,212平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米3.5俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は1,183アール、農作業従事日数は250日でございます。

受理番号2番、三島字中蒲、田3筆、計6,006平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間3年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は546アール、農作業従事日数は250日でございます。

受理番号3番、阿波崎字阿波崎ほか1地区、田4筆、計1万2,614平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は1,610アール、農作業従事日数は300日でございます。

次に、15ページをお開き願います。

受理番号4番、結佐字上結佐、田2筆、計8,184平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間4年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は466アール、農作業従事日数は110日でございます。

受理番号5番、境島字萩原、田11筆、計1万901平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は593アール、農作業従事日数は300日でございます。

受理番号6番、上須田字上須田、田1筆1,886平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は527アール、農作業従事日数は200日でございます。

受理番号7番、上須田字上須田、田1筆、2,129平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は680アール、農作業従事日数は200日でございます。

受理番号8番、八千石字八千石、田3筆、計3,580平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は645アール、農作業従事日数は200日でございます。

16ページをお開き願います。

受理番号9番、八千石字八千石、田2筆、計6,624平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は1,137アール、農作業従事日数は300日でございます。

受理番号10番、上須田字上須田、田3筆、計8,112平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間2年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は1,261アール、農作業従事日数は300日でございます。

以上、議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

○3番（飯塚幸一君） ちょっといいですか。これは1番ですけれども、小作料がかなり高いと思うんですけれども、何か理由があるのですか。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） これにつきましては、田んぼがまとまっていて、農作業従事も簡単だと、それで3.5俵でもやれるということで、3.5俵で設定をしたらいいです。

○3番（飯塚幸一君） わかりました。

○議長（加納 昭君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（吉岡一仁君） 11番、吉岡です。

7番の利用目的が稲で、小作料が麦というのは……。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 「麦」とあるのは、「玄米」の間違いです。議案書の訂正をお願いします。すみませんでした。

○議長（加納 昭君） あとほかに何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は、申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

日程13 議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、17ページをお開き願います。

議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権転貸）についてでございます。

新規設定1件、3,779平方メートルでございます。

受理番号1番、下馬渡字大境、田1筆、3,779平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり、現金で2万2,000円でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は644アール、農作業従事日数は200日でございます。

以上、議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年10月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時43分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ㊟

8 番 委員 篠 崎 惣 壽 ㊟

9 番 委員 栗 山 文 雄 ㊟